

農業担い手メールマガジン（第105号）

インデックス

- 現場の皆さんへ
～ 担い手の皆さんにとっての農地政策の改革プラン～
- 農業担い手経営相談コーナー
～ 集落営農を合併する際の補助金の取扱いについて～

。 * 。
* * 。
* 。 ▲ 。
。 \ (^^) / *
。 * () 。

現場の皆さんへ ～ 担い手の皆さんにとっての農地政策の改革プラン～

皆さんが農地をもっと買ったり借りたいと思ったり、分散した農地を面的に集積したいと思ったことはありませんでしょうか。

農林水産省では、こうした担い手の皆さんの農地集積をスムーズに進めるため、12月3日に「農地改革プラン」をとりまとめました。このプランでは、優良な農地を保全し、その有効利用を図る観点から、現行の農地政策を抜本的に見直すとともに、「担い手などやる気のある人に農地が集積される仕組み」へと農地政策を再構築します。関連法案は、次期通常国会に提出することとしています。

「農地改革プラン」の第一のポイントは、農地の転用規制を強化し、担い手の経営発展に必要な優良農地を確保する仕組みづくりを目指している点です。

農地は、一旦転用されると、元の農地に戻すのは事実上困難です。また、優良農地のまとまりの中に、農業以外に利用される施設が混在してしまうと、担い手の皆さんの規模拡大に支障が生じたり、周辺農地の生産効率が下がるなど様々な問題が生じます。

このため、「農地改革プラン」では、農業以外に利用される施設を設置する場合などにおいて、農地の転用規制を強化する措置を講じます。

第二のポイントは、意欲を持って経営改善を進めようとしている担い手の皆さんが、農地の貸借を行いやすい仕組みづくりを目指している点です。

現状の農地価格は、北海道を除くと、農業生産による収益水準を大幅に上回る傾向にあることから、売買では経営規模の拡大が困難となっています。このため、農地集積は貸借が中心になると思われますが、現状では、農地の所有者が貸付を躊躇する状況も広く見られます。

この点について「農地改革プラン」では、(1) 新規に貸借をする際に、地域の既存の担い手や農地利用のあり方との整合性を確保した上で、農地の適正利用にも留意しながら貸借の促進を行う、(2) 公的に信用力のある機関が、バラバラの農地を面的にまとめる仕組みを創設することとしています。

また、集落営農の法人化を促進する観点から、集落営農の構成員である農作業委託者が法人化後も引き続き農業生産法人の構成員になれるようにすることも盛り込んで

います。

このように、農業の担い手の皆さんが営農しやすい環境を、農地政策の面からバックアップするのが「農地改革プラン」の目的です。経営面積の拡大や分散した農地の集積などをお考えの皆さんをはじめ、農地政策に関心をお持ちの皆さんは、是非とも、ホームページ上にある資料をご覧ください。

■ 「農地改革プラン」の詳細はこちら

→ <http://www.maff.go.jp/j/press/keiei/koukai/081203.html>

■ ご意見・ご質問は下記へお願いいたします

→ https://www.voice.maff.go.jp/maff-interactive/people/ShowWebFormAction.do?FORM_NO=120

農業担い手経営相談コーナー

～ 集落営農を合併する際の補助金の取扱いについて～

Q．集落営農の合併（統合）を検討していますが、これまでそれぞれの集落営農が受け取っていた「担い手農地集積高度化促進事業」や「強い農業づくり交付金」などの補助金、「水田・畑作経営所得安定対策」などの交付金の取扱いはどのようなのでしょうか。

A．まず第一に、「担い手農地集積高度化促進事業」のうち「面的集積強化促進事業」では、「集落営農組織に対して期間６年以上の農作業委託契約が締結されること」が面的集積促進費の交付要件となっています。このため、農作業委託契約を受けた集落営農組織が統合（合併）する場合については、契約が途切れるのではとの心配が生じますが、以下のすべて条件を満たしていれば、補助金の返還は必要ありません。

（１）その契約の対象となっている農用地のすべてについて、新しい集落営農組織と農作業委託契約を結ぶこと

（２）新しい農作業受委託契約の期間が、元の農作業受委託契約の残期間を含んでいること

また、「担い手農地集積高度化促進事業」のうち「利用集積農地整備事業」を実施していた場合は、合併後の事業主体への承継手続を行えば補助金を返還する必要はありません。

第二に、「強い農業づくり交付金（集落営農育成・確保緊急整備支援）」により取得した財産（機械・施設）の取扱いについては、

（１）集落営農組織の統合を行っても、機械・施設の利用形態に変更が生じない（前身組織の構成員や財産の利用計画がそのまま引き継がれている）場合には、簡易な申請手続を市町村に行うことで統合組織に承継することが可能です。

（２）しかし、合併により、機械・施設を利用する構成員が増えたり、利用計画が変更される場合もあります。こうした場合には、合併の際に補助事業で取得した財産を承継するための申請手続を行う必要がありますので、市町村に事前

にご相談ください。

第三に、水田・畑作経営所得安定対策の麦・大豆等直接支払（ゲタ）及び収入減少補てん（ナラシ）の各交付金については、合併後の組織が引き続き交付要件を満たしていれば、既に受取済みの交付金を返還する必要はありません。

また、新組織が合併前組織から経営を承継し、引き続き本対策に加入する場合は、承継した農業経営を限度（積立金を承継する場合は、合併前の集落営農組織の生産予定面積に応じた額を限度）として、交付申請を行うことができます。

具体的な手続については、「対策加入者の農業経営の承継等に関する申出書」（様式第11号）に、以下の書類を添付し、農業経営の承継があった後速やかに、最寄りの農政事務所長宛てに提出してください。

- （１）新たな集落営農組織に係る加入申請書
- （２）合併により新たな集落営農組織が合併前の集落営農組織の農業経営を承継したことを確認できる書類（例えば、当事者間で交わされた確認書など）
- （３）合併前の集落営農組織が積み立てた積立金を承継する場合には、合併前の集落営農組織と新たな集落営農組織の間において合意があることを確認できる書類（例えば、当事者間の合意書など）
- （４）新たな集落営農組織が収入減少影響緩和交付金の交付を受けようとする場合は、積立申出書

なお、各事業の詳しい対応方法につきましては、統合を行う前に、各事業の実施主体である市町村等を通じて各地方農政局まで（水田・畑作経営所得安定対策の交付金については直接農政事務所まで）ご相談下さいますようお願い申し上げます。

- 水田・畑作経営所得安定対策にかかる「加入申請書」（様式第１号）「収入減少影響緩和交付金の積立申出書」（様式第９号）「対策加入者の農業経営の承継等に関する申出書」（様式第11号）等はこちらからダウンロードできます。

→ http://www.maff.go.jp/kyusyu/oita/sintyaku/200313_keisyo-ysk.html

- ご質問・ご相談は下記へお願いいたします

→ https://www.voice.maff.go.jp/maff-interactive/people/ShowWebFormAction.do?FORM_NO=120

編集後記

年の瀬が迫り、今年の農業担い手メールマガジンは今回が最後となります。4月からリニューアルしてお伝えしているメールマガジンは、9ヶ月間に640名ほどの新規登録をいただいております。現在8,400名の方にご購読いただいております。

また、この間にいただいたご質問は37件に及びました。専門的な内容のものについては、回答に時間がかかりご迷惑をおかけしたものもありましたが、すべてにお答えすることを目標に現在も努力を続けております。今回のQ & A コーナーも、実際に担い手の農業者の方からいただいた質問への回答をベースに作成したものです。

来年以降は、また初心に返って、皆さんからの声が反映されるメールマガジンの編集に努めていきたいと思います。

皆さん、どうぞ良いお年をお迎え下さい。

(S)

- 電子出版：農業担い手メールマガジン
- 発行日 ：毎月2回発行
- 発行元 ：農林水産省経営局経営政策課 担当：鈴木
農林水産省担い手ホームページもご覧ください！
～担い手への支援策、認定農業者数等、担い手情報満載！！～
→ <http://www.maff.go.jp/j/ninaite/index.html>
このメルマガの配信申込み、バックナンバーはこちらから
→ <http://www.maff.go.jp/ninaite/mailmagazine.html>
このメルマガの配信変更、配信解除、パスワード再発行等はこちらから
→ <http://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/index.html>